

# 短期入所生活介護 みえ愛の里

## 重要事項説明書

社会福祉法人 絆

津市雲出本郷町字連方前 2128 番

TEL (059) 234-1500

FAX (059) 234-1505

「指定居宅サービス・指定介護予防サービス」重要事項説明書  
～短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護～

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護  
(三重県指定 第 2470502655 号)

当事業所はご利用者に対して短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1・2」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## 1. 事業者

- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 絆              |
| (2) 法人所在地 | 三重県津市雲出本郷町字連方前 2128 番 |
| (3) 電話番号  | 059-234-1500          |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 竹市 弥生             |
| (5) 開設年月日 | 平成19年6月8日             |

## 2. 事業所の概要

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 施設の種類     | 指定短期入所生活介護事業所<br>平成20年7月1日指定 三重県 2470502655 号<br>指定介護予防短期入所生活介護<br>平成20年7月1日指定 三重県 2470502655 号<br>※当事業所は特別養護老人ホームみえ愛の里に併設されています。 |
| (2) 事業所の目的    | 介護保険法令に従い、ご利用者が在宅生活を続けることができるように支援することを目的として、ご利用者に、短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。   |
| (3) 事業所の名称    | ショートステイみえ愛の里  |
| (4) 事業所の所在地   | 三重県津市雲出本郷町字連方前 2128 番   |
| (5) 電話番号      | 059-234-1500  |
| (6) 事業所長(管理者) | 氏名 井上 尚久  |

(7) 当施設の運営方針

1. 個別サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて介護をする。
2. 入所者の意思及び人格を尊重する
3. 入所者の立場に立った介護サービス・介護予防サービスを提供する
4. 地域や家庭との結びつきを重視する
5. 栄養を考えた食事を提供する

(8) 開設（サービス開始）年月日           平成20年7月1日

(9) 通常の事業の実施地域               津市、松阪市北部

(10) 営業日及び受付時間

- ・営業日       年中無休
- ・受付時間     24時間

(11) 利用定員   20名＋特別養護老人ホーム空床人員

(12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として1人部屋です。

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	20室	特養空床利用あり
合計	20室	特養空床利用あり
食堂	2室	
浴室	2室	特別浴・一般浴
医務室	1室	

☆ 居室の変更：ご契約者（利用者）から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空床状況により事業所でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

☆ 居室に関する特記事項

- 居室   ・洗面所・床頭台・タンス(4段)・電動ベッドを設置しています。
- トイレ   ・ユニット内に3ヶ所あります。
- 廊下   ・車イスでの移動でも十分な広さを確保してあります。

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	（1）名	1 名
2. 介護職員	（21）名	15 名
3. 生活相談員	（1）名	1 名
4. 看護職員	1 名	1 名
5. 介護支援専門員	（1）名	0 名
6. 機能訓練指導員	（1）名	1 名
7. 栄養士	（1）名	1 名

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。 （ ）は特養と兼務

<主な職員の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	早番： 7：00～16：00 日勤： 8：30～17：30 遅番： 11：00～20：00 夜間： 17：00～翌朝10：00
2. 看護職員	日中： 8：00～17：30

#### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して、以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについては、（1）と（2）の場合があります。

- （1）利用料金が介護保険から給付される場合
- （2）利用料金をご契約者に負担いただく場合

##### （1）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、保険者から発行される負担割合証に基づき、通常、利用料金の1割又は2割又は3割を自己負担していただきます。

<サービスの概要>

①食事（但し、食材料費・調理コストは別途いただきます。）

- ・ 当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご利用者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食：8：00～ 昼食：12：00～ 夕食：18：00～

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。(清拭は必要に応じて行います。)
- ・利用者の身体能力を最大限活用した入浴ができるように援助します。

③排泄

- ・ご利用者の排泄の介助を行います。排泄の自立を促すため、利用者の排泄リズムに合わせた排泄時間及び身体能力を最大限活用した排泄形態での援助を行います。

④健康管理

- ・看護職員が健康管理を行います。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・施設内での日常生活行動の中で、在宅での生活を継続できるよう援助を行います。
- ・生活の場としての環境を整備し、安心して日常生活が送れるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)>

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください。

(上記サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)

(地域区分) 6級地 1単位 = 10.33円

- ・併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 I
  - a 要支援1 529単位
  - b 要支援2 656単位
- ・併設型ユニット型短期入所生活介護費 I
  - a 要介護1 704単位
  - b 要介護2 772単位
  - c 要介護3 847単位
  - d 要介護4 918単位
  - e 要介護5 987単位

- ・看護体制加算（Ⅰ） 4 単位
- ・機能訓練体制加算 1 2 単位
- ・夜勤職員配置加算（Ⅱ） 1 8 単位
- ・緊急短期入所受入加算 9 0 単位
- ・送迎加算 1 8 4 単位
- ・一定以上の職員配置をおこなった際、1 日につき以下の単位が加算されます。  
サービス提供体制強化加算Ⅱ 18 単位

- ・介護職員処遇改善加算  
当施設は厚生労働大臣が定める基準に沿った介護職員の処遇改善を実施しておりますのでこの加算の該当施設となり、以下の単位が加算されます。

介護職員等処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の 136/1000 単位

☆ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援 1・2 又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ ご利用者に提供する食事の材料・調理コストに係る費用は別途いただきます。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

## （２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

- ①居住費 2,500 円 （日額）
- ②食費 1,500 円 （日額） 朝食 350 円 昼食 600 円 夕食 550 円
- ・ただし、この 2 つの費用は経済状況等により「特定入所者介護サービス費」の給付対象の方の場合、定められた負担限度額をお支払い頂くこととなります。（日額）

	第1段階	第2段階	第3段階 －①	第3段階 －②	第4段階
居 住 費	880 円	880 円	1,370 円	1,370 円	2,500 円
食 費	300 円	600 円	1,000 円	1,300 円	1,500 円

### ③その他の日常生活費

日常生活品	実費
複写物の交付	10 円
行事参加費・嗜好品	実費
理美容代	実費

### <サービスの概要と利用料金>

#### ①介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

#### ②食事の提供（食材料費・調理コスト）

ご利用者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用です。

#### ③居住費

ご利用者に提供する居室に係る光熱水費・改修費等にかかる費用です。

#### ④日常生活品

皮膚乾燥予防用品など、利用者が特別に希望する日常生活用品です。

#### ⑤複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、お申し出ください。

#### ⑥行事参加費・嗜好品

入場料・交通費・行事諸雑費等行事に参加する場合に必要な費用、利用者が特別にご希望の飲食物や行事食、外出時の食事代等の費用です。

#### ⑦理美容代

近隣の理容室・美容室・出張による理美容サービスの費用です。

## 5. 利用料金のお支払い方法

○前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用の1ヶ月ごとに計算を行い、原則ご利用者側口座から翌月27日に自動引き落としとさせていただきます。

## 6. 緊急時の対応について

- サービスを利用中にご利用者の体調の変化（発熱、血圧の変動等）において医療機関への受診が必要な場合は、ご契約者又は家族等で受診していただくこととなります。その他、緊急を要する場合は医療機関と連絡をとり対応します。  
協力医療機関 若葉病院、ゆり形成内科整形、磯田歯科、いいさか歯科口腔外科

## 7. 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者申し出て下さい。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日利用料金の10%（自己負担相当額）

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を契約者に提示して協議します。

## 8. 事故発生時の対応について

- ご利用中において事故が発生した場合は、速やかに必要な処置を行い、利用者様のご家族、必要に応じては医療機関等に連絡を取るとともに、公的機関に報告することとします。

## 9. 秘密の保持と個人情報の保護について

- 利用者及びその家族に関する秘密の保持について  
事業者及び事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- 個人情報の使用、提供に関する注意事項について  
事業者は、前項の規定にかかわらず、利用者および家族の個人情報を必要最小限の範囲内で使用・提供します。
- 個人情報の使用期間及び提供期間は、サービス提供の契約期間に準じます。

## 10. 苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）：生活相談員、介護支援専門員
- 電話番号：059-234-1500
- 受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：30

また、苦情ボックスを事業所内に設置しています。

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

津市役所介護保険課	所在地：津市西丸の内23-1 電話番号：059-229-3149 FAX：059-229-3334 受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15
松阪市役所 健康福祉部 介護保険課	所在地：松阪市殿町1340番地1 電話番号：0598-53-4060 FAX：0598-26-4035 受付時間：月曜日～金曜日 9：00～16：30
国民健康保険団体 連合会	所在地：津市桜橋2丁目96番地 電話番号：059-222-4165 FAX：059-222-4166 受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 受付：介護保険課 苦情処理係
三重県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地：津市桜橋2-131 電話番号：059-224-8111 FAX：059-213-1222 受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00

## 11. ハラスメントの対応に関して

- ハラスメントを防止することが介護サービスの円滑な利用につながるため、ハラスメントを許さないという基本方針のもと、下記の対応を行います。

### (1) ハラスメント対応

身体的暴力	・身体的な力を使って、危害を及ぼす行為。 例：コップを投げつける。叩く。唾を吐く。刃物を向ける。服を引きちぎる。手を払いのける。
精神的暴力	・個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。例：怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。理不尽なサービスを要求する。奇声、大声を発して威嚇する。
セクシャル ハラスメン ト	・意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。 例：必要もなく手や腕を触る。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す。介護従事者の自宅の住所や電話番号を聞く。ストーカー行為。

※ 上記のようなハラスメントは、固くお断りしています。

ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

事業所の快適性、安全性を確保する為にもご協力をお願いします。

(2) ハラスメント担当者

○ 施設・事業所内の受付担当者・相談窓口

施設長 井上 尚久

生活相談員、介護支援専門員

(3) 行政機関

三重県労働局 (総合労働相談窓口)	津市島崎町 327-3 (津第2地方合同庁舎) 電話番号：059-226-2110 相談日時：月～金 8：30～17：30
三重県人権センター 相談課	津市一身田大古曾 693-1 電話番号：059-233-5516 相談員による人権相談：月～金 9：00～17：00 弁護士による法律相談：第3水曜 13：00～16：00
みんなの人権 110 番 (法務省常設相談所)	0570-003-110 受付時間 月～金 (祝日除く) 8：30～17：15

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者：短期入所生活介護 生活相談員 059-234-1500

(2) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果については従業員に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止の為の指針の整備をしています。

(4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に当該事業所職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13. 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する為、非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をおこないません。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ショートステイ みえ愛の里

説明者職名 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意いたしました。

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

利用代理人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_